

## 告 示

### 埼玉県病院事業告示第五号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業告示第六号の一部を改正する告示

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正する。

表特別病室の使用の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「二五、七〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、六〇〇円」に改め、病院が表示する診療時間以外の時間における診察の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改め、非紹介患者の初診の項中「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、入院期間が百八十日を超えた日以後の入院の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、身体検査（試験検査を除く。）の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、ツベルクリン反応検査及び予防接種の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

表中短期入所の項を削る。

### 附 則

この告示は公布の日から施行する。ただし、金額の改定規定は、平成三十一年十月一日から施行する。